

地方行政委員會議錄第二十五号

昭和三十三年四月二日(水曜日)

午後零時五分開議

出席委員

委員長 矢尾喜三郎君

理事 龜山 孝一君 理事 額田 彌三君

理事 德田 興吉郎君 理事 吉田 重延君

理事 川村 継義君 理事 中井 德次郎君

理事 加藤 精三君 理事 川崎 末五郎君

理事 楠美 省吾君 理事 渡海 元三郎君

理事 早川 崇君 理事 古井 喜實君

理事 松澤 雄藏君 理事 今村 等君

理事 加賀田 進君 理事 北山 愛郎君

門司 亮君

出席國務大臣

大藏大臣 一萬田 尚登君

通商産業大臣 前尾 繁三郎君

出席府政務委員

自治政務次官 中島 茂喜君

総理府事務官(自治行政局長) 小林 興三次君

大藏事務官(主税局長) 原 純夫君

通商産業事務官(公益事業局長) 小出 榮一君

委員外の出席者

専門員 岡地 与四松君

四月一日

地方公務員の停年制実現に関する陳情書(水戸市南三の九一〇七茨城県町村議会議長長平山智得)(第七七〇号)

地方交付税制度改正に関する陳情書(静岡県議會議長小野近義)(第七七八号)

遊興飲食税減免に関する陳情書(東京都中央区築地五の一全国大衆飲食税対策協議会毛利銅三外一名)(第七七九号)

国税減税に伴う地方財源の減収補てん等に関する陳情書(北海道議會議長荒哲夫外八名)(第七八〇号)

町村財政確立に関する陳情書(全国町村議會議長岡田徳輔)(第七八一号)

同(東京都港区芝西久保巴町三五全国町村會會長山本力蔵)(第八四三号)

市の設置基準措置に関する陳情書(東京都千代田区港区芝西久保巴町三五全国町村會會長山本力蔵)(第七八二号)

町村自治確立に関する陳情書(東京都港区芝西久保巴町三五全国町村議會議長岡田徳輔)(第七八三号)

地方債増額に関する陳情書(北海道議會議長荒哲夫外八名)(第七八四号)

新市町村建設費増額に関する陳情書外二件(徳島県議會議長久次米健太郎外三名)(第七八五号)

地方制度改正に関する陳情書(東京都港区芝西久保巴町三五全国町村會會長山本力蔵)(第七八六号)

町村議會議事局設置に関する陳情書(東京都港区芝西久保巴町三五全国町村議會議長岡田徳輔)(第七八七号)

国庫に対する各種負担金及び寄附金等の抑制措置に関する陳情書(水戸市南三の九一〇七茨城県町村議會議長長平山智得)(第七八九号)

個人事業税の課税基準の改正に関する陳情書(静岡県議會議長小野近義)(第八〇一号)

病院企業債及び厚生年金還元融資の増額等に関する陳情書(金沢市西御影町三八石川県中央病院院長泉仙助外一名)(第八二五号)

消防法の一部改正に伴うガソリンスタンドの設置制限に関する陳情書(東京都北区上中里一の一四城南化工材株式会社取締役社長太田政記)(第八六〇号)

公営住宅に対する国有資産等所在市町村交付金の免除に関する陳情書(北海道議會議長荒哲夫外八名)(第八九九号)

自家用貨物自動車の税率低減に関する陳情書(東京都中央区日本橋蛸薬町二の二〇社団法人全国自家用自動車協會長小澤佐重喜)(第九〇三号)

を本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する法律案内閣提出第一〇五号

○矢尾委員長 これより會議を開きます。

地方交付税法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、質疑を行います。

質疑は通告順によってこれを許します。門司亮君。

○門司委員 私はこの前の委員会で、地方税法の一部改正についての問題で、電気ガス税の問題について、自治庁の長官にお伺いをしましたが、一向ちががきませんでした。きょうは一つ通産大臣に来ていただいて、電気ガス税に対する政府の考え方を一応聞きたいと考えております。

まず最初に聞いておきたいと思えますことは、通産省がこの電気料金を定められます場合の考え方を、一応この際明らかにしていただきたいと思えます。

○小出政府委員 電気料金を決定いたします場合における考え方の問題に関する御質問でございますので、私からお答え申し上げます。電気料金は御承知のように、すべて法令によって定められました基本原則に従って算定をいたしておるわけでありまして、その基本原則は、まず第一には電気の本質、実際にかけます原価、コストといふものを計算いたしまして、それに適正な報酬、適正な利潤を加味いたしたもので算定をいたしておるのであります。従いまして各電力会社別の需給計画に基づきまして収入の計算を立て、また実際にかかります資本費なり経費を算定いたしまして、その収支の予想のもとに、その差額を算定して料金をきめる。それでいわゆる総括原価主義といふもので、全体の原価を総括的にきめまして、それをさらにそれぞれの需用家別に、たとえば大きく分けますと電灯と電力、電灯の中には一般家庭の電灯もございます。それから大口の電力は、小口の電力あるいは大口の電力あるいは業務用の電力、臨時の電力、いろいろな種別がございますが、それぞれの種別に従いまして、さらに実際の料金を分けてきめるわけでありまして、その場合におきましても、やはり原価主義といふことで、総括原価の中のさらに個別原価といふものを算定いたしまして、それぞれの需用家に対してどういうふうな原価になるかということ算定する。従いまして具体的に申し上げますれば、電灯の方がいろいろコストがかかるわけでありまして、平均単価がむしろ高くなるというふうな結果になっております。すべて原価主義の建前によつて総括的にも、個別的にもきめておる、これが電気料金を定めます場合におきまします基本的な考え方でございます。

○門司委員 今のお話で大体の方針はわかりましたが、問題になりますのは、電気料金の算定は非常にむずかしいので、実際の問題としてなかなかしろうとにわからぬのであります。そこで、この電気ガス税という税金は、御承知のように従量制でなくて、従価制でとられております。そうなつて参りますと、今のお話を聞いてみまして、幾つかの方式で定められておりますので、必ずしも平均化した、あるいは公平化したものではないように考え

られます。これはどうしてそういうことになるかといふと、一般家庭の使つておる電気の料金というものと、それから大口の消費者に対するものと、もう一つは今お話の中にもちよつとありましたように、産業別による、いわゆる業種別に基く料金が定められておることは、あなたもおそらく御存じだと思ひます。そうなる参りますと、税金は従価制をとつております関係から、そういう割引その他の恩恵に浴しない一般需要者といふものは、どうしてもやはり高い税金を払つてゐるという形が出て参ります。従つて税金の面から考えますと、理論的には一応従価制をとつてゐるのだからやむを得ぬといふお話になるかもしません。しかし払う方からいいますと、片方では従量制による割引が行われてゐるという矛盾といふものは、どうしても考えないわけに行きません。そこで問題になりますのが、一律に一割の税金をとるということになりますと、今申し上げましたようなことで、結局いわゆる小口の一般の消費者、ことに低額の電気しかつかない家庭、一灯並びに二灯くらいしかつかない家庭の税金といふものは非常に高いのであります。そうしてこの税金は、御承知のように例の生活保護家庭であらうとなかろうと、電気料金として徴収されるという矛盾があるわけですね。そこでこれを一体どう是正していくかといふことが、私どもからいへば一つの大きな問題だ、そういう面について通産省が電気料金をきめられます場合に考慮されておったかどうかということですね。

○小出政府委員 電気料金をきめます場合におきまして、御指摘の電気ガス税という関係を考慮したかどうかという御質問であります。申すまでもなく電気ガス税といふものは、結局地方税といたしまして、実際に電気、ガスを消費する消費者にかかつてくる税でございます。従つて一応料金体系とは全然別個の問題でございます。従ひまして料金制度そのものの中で、この電気ガス税の問題を調整し、考慮するといふことは、これは電気、ガスの建前上できないといふことになります。従ひまして、電気ガス税の問題は電気ガス税の問題として別個の見地からこれを処理すべきものであると考えます。従つてお示しのように、現在の従価主義と申しますか、一律に実際の支払ひ料金に対して一割なら一割といふことではかけられるといふこと自体はいいかどうかというやうな問題もありましようし、また地方財政との関係の問題もございまして、実はこの電気ガス税の問題に限らず、公益事業に関する地方税なり、あるいは園税の問題全般につきましても、相当検討すべき問題があるかと思ひます。しかし料金制度それ自体の中で、この電気ガス税の問題を考慮して、料金をきめるということとは、これは建前上できないことではありますし、またそういうふうにはいたしておけません。

○門司委員 これは通産省関係として地方税である税金のことまで考慮して考えることはできないことになるかと思ひます。これは私は通産省から見た一つの考え方だと思ひます。しかし実際の問題としては今のお話にもちよつとありましたやうに、問題点が事実上あるわけでありまして、従つてお聞きしたいと思ひますことは、今度の税法の改正ではさらに非課税の分が制定されておられます。非課税をきめる場合に、通産省と自治庁との間に何らかの話し合いがあつたかどうかといふことを、この機会に聞いておきたいと思ひます。

○前尾國務大臣 今度の非課税を採用しました種目につきましては、もちろん通産省と自治庁と十分打ち合せをいたしまして、最後のにきまつたものであります。

○門司委員 その場合の通産省の考え方としては、どういふことがその基本になつたかといふことでありますが、自治庁の言ひ分では問題はこの電気料金がいわゆる製品のコストの中に占める割合によつて、大体算定をした、こゝういふ答弁でしたが、その通りでございますか。

○前尾國務大臣 門司さんすでに御承知のように、この非課税につきましては、大体電力料金の製品に占める割合といふこと、さらにその産業自体が必要であるかどうかという重要度といふのであります。以前は御承知のように基礎産業といふんです、基礎物資につきます。これは非課税にする、あるいは電力料金の占める割合を、特に割合の高いものについて非課税にするというやうなことにいたしました。重要な新規産業の育成といふことが主になつておりました。昨年本年もそういう観点からと、それからやはり電力料金の製品に対するコストの割合、両方を相勘案してきめておるようでございます。

は、御承知のように個々の製品別にそのコストの中に占める割合というやうなことも一応いえるかと思ひますが、実際の今の電気料金の徴収の実態を見ても、一般家庭用のもの、それからもう一つは大口消費に対する割引がされておることも御承知の通りだと思ひます。その次にもう一つありますのは、産業別の料金が違つておるということでありまして、従つてかりに私の調査した範囲内だけでも、電気料金の産業別のものを見ても、基本料金として定められてゐるのは化学工業が三百四十円、食料品関係が二百二十三円、石油関係が二百二十九円、金属第一次産業三百円、金属工業が四百二十円、機械工業が四百三十八円、電機関係が三百三十七円、国鉄が五百二十九円、その他は特別産業としてきめられておられます。二百六十五円、この中には御承知のように肥料、あるいはソーダといふやうなものが特別の保護を受けておる。さらに公益関係、ガスその他のものでございましてはさらに安い二百四十八円といふ基礎単価になつておる。従つて今のお話のやうなことになるのであります。産業別料金によつて一応の保護を受けておる産業といふものがさらに個々のコストの問題から割り出されてきて、これが非課税になるのであつて、このやうになつて参ります。これは二重の恩恵を受けることにならざるを得ないと思ひます。一般家庭の電気料金は御承知のやうにたとへば東電を例にとりますと、二十ワットで一月の料金が七十三円何がしでありまして、そういたしますと、片方には大口消費量についての割引がある、その上に産業別のやうな基本単価における配慮が行われておる。その上にさらに産業自体についてのコストの問題で非課税にする、こゝういふ形が出ておる、そうしてこれにはさういふ保護をしておる。一般家庭には、先ほどから申しましたやうに保護家庭でありまして、電気料金を支払ふ限りにおいては、ちゃんと税金を取られておる。こゝうしたことはただ単に電気料金と税金とは別だといふ考え方で割り切るということとは、あまりにも政治性がなさ過ぎると思ひます。少くとも今日のこの電気料金に對する非課税の対象は、今日の段階では、もう私どもとしてはこれをある程度整理すべき時代ではないかと思ひます。それは今申し上げましたやうな幾つかの段階に分けて、電気料金自身に保護が加えられておる。その上にまた税金まで免除するといふことは、今の段階ではなすべきことではないのではないかと私は考へる。従つて必ずしも今のやうな答弁で私は満足するわけには参りませんが、通産大臣としては一体この点をどう考へになるのか。それでもやはり保護するものは保護するのだ。そうして取るものは保護家庭からでも、これは税金であつて、地方税だから別だ、私の知つたことじゃないといふやうなことを考へていふやうに考へることが妥当であると思ひます。

○前尾國務大臣 御承知のやうに電気ガス税は、いずれも照明用の電気だけに課税をしておまして、それが次第に工業用の電気にも課税するといふやうなことになるのであります。

が、その間におきまして極力重要度の
あるものにつきましては残していただ
きたい、こういうことでおつたわ
けであります。それから一方料金制度
についていいますと、だいたい御説明
いたしましたように、大体はコスト主義
ですべて賈こうというのできておつた
わけでありまして、今後極力それで
いかなければならぬというふうにお考
えておるわけでありまして、ただ次第にコ
ストが上つて参りまして、電力料金を
上げていかなければならぬ。また諸外
国との関係から考えましても、それを
そのままコスト主義一本で上げていく
というわけにも参りませんので、い
ゆる政策料金ということが加味される
ようになってきたのであります。その
政策料金を加味すること自体がいか
悪いかということは今後の問題だと思
います。というのは、今後いろいろ電
源開発をやっていきますためには、外
債その他によらなければならぬ。し
かしこれはあくまで合理的な料金、政
策料金は極力排除してやめていかなけ
ればならぬ、こういうような状態にあ
るわけでありまして、そこで御承知のよ
うに、電力料金全般に關しまして、た
だいま料金制度調査会というのを設け
まして、極力合理的な料金に直してい
こうというので、いろいろ検討してい
ただいておるのであります。この両方
のかみ合せの問題であります、ただ
いま極力政策料金はとりたくないとい
いながら、なおかつとらざるを得ない
というふうなものに對しまして、さら
に今度は地方税が課税されるというこ
とになりますと、せっかく無理な政策
料金をとつておりながら、なおかつ課
税を受けるということでは、率直にい

で地方団体は犠牲を払っているにか
わらず、そういうふうな莫大な寄付と
いうものを電気会社がほとんど出す
と、何をしておるかかわらぬというこ
とです。そういう余裕があるならば、
電気料金をもつと下げるなり、あるい
は固定資産税をもとに取るなりした
方がよいのではないかと。一体こんな
ことを、これを監督しておる通産省と
しては知っておるか、認めておるか。
県庁を作るのだから悪いことでは
ないのですけれども、これは別な経費
でやるべきものであつて、電気会社が
県庁を作る金を一億円も出すというこ
とはおかしいのではないかと、この点を
伺つておきたい。

むだ使いのないようにということにつ
いては、従来も努めては参りました
が、さらにやかましく監督していかな
ければならぬというふうにお考えてお
ります。あとの問題につきましては、
ちよつと政府委員から……。

○北山委員 関連して。ただいまの電

気税に關係をして、電気の需要者につ
いての地方税制度の上で、私も前から
いへばいろいろおかしな点があるわけ
であります、なお電力会社につきまし
ても、電気料金をできるだけ安くして
おくという意味において、御承知のよ
うに地方税制の上では、固定資産税の
上で発電施設について非常な優遇があ
るわけですから、これはやはり電気のコ
ストというものを安くしよう、という
わけで電力会社の固定資産について
は、特別の三分の一というような優遇
措置を講じておるわけですから、そこ
が果してそういうふうな地方税の制度
の上で考へてやつても、会社が正しい
理をやっておるかどうか。私が疑問
に思つておることは、たしか一昨年だ
と思ひますが、東北電力と電源開発が
福島県の県庁の建築の資金としてそ
れ五千円ずつ寄付しておるの
です。そういうことを見ますと、公益事
業としてしかも認可料金でできるだけ
低コストの電気を供給しなければなら
ぬ。そのためにはいろいろ地方税の上

○前尾國務大臣 御承知のように電源

を開発して参りますためには、相当な
金が必要であるわけでありまして、国
としても財政資金を投入し、また一面
におきましてはこうやつて地方税の
軽減も受けておるわけでありまして、
経理は決して楽ではないのであります。
余が余があれは電源開発をやつてい
かなければならぬ、こういう状況であ
ります。従いまして電力会社の経理に
つきましては、相当厳重な監督をやつ
ていかなければならぬと思ひます。た
だいまのお話のような寄付金につきま
しては、当時の事情はよく知らないの
であります、極力そういうものでも
押えていくというものは、ただいまお
話の通りだと思ひます。ただ県庁の建
築ということになりまして、むしろ電
力会社によけい出してくれというよう
なことで、ついに断わり切れなかつた
というふうな事情でないかと思ひます。
私は今後におきましても、極力電力
会社の経理については十分監督をして、

○小出政府委員 前段の、県庁その他

地方公共団体との協力の問題等につ
きましては、ただいま大臣からお答
えした通りでございます。あと街路灯
の問題でございます、御指摘のよう
な要望は、かねがねおなじみの各
面から参つております。現状とい
ましては、特に街路灯なるがゆゑに
特別な料金というふうな措置は、実
にいたしておりません。しかしそれ
はいろいろ問題もございまして、公
共的利用といつても、同じ街路灯
でも、公共的なものとそうでないもの
の判定、境界の問題等もござい
ます。一般的にはなかなか原則が
きめにくいわけ
でございます、街路灯に限らず、い
ゆる公共的な需要——水道であ
りまして、御承知のように従来からある程
度の特別措置はいたしておりまして、例
の三割頭打ちの適用の問題も、実はそ
ういうふうな公共的な需要には適用に
なつております。これをさらに今回も
延長したわけでございますが、街路灯
の問題も含めまして、同じ電灯なら
電灯の中で、さらにこまかく種別を分
けてやるかどうか。外国の例で申しま
すれば、家庭の電灯の中でも、単なる電
灯の料金と、それから電気ヒーターと
かいうふうな電気機器を使う場合にお

けるその料金と、別に分けて計算して
いる例もございまして、その辺までこ
まかく分けるかどうか、いろいろ議論
がございました。先ほど大臣からお話
がございましたように、電気料金制度
調査会の一つの研究の課題となつて、
ただいま部会において検討されてお
ります。街路灯の問題もあわせてその際
に十分検討いたしまして、全般的な
料金制度の改正の際に、これをどうい
うふうに処置するかということを含め
ていきたい、かように考えておりま
す。

○北山委員 その街路灯ですね、これ
はもう論議の余地がないのですよ。街
路灯の電力くらいはただでもいいので
す。そうすれば道路が明るくなって、
そうして今問題になつておる交通事故
なども、ある程度防げるのです。道路
というものは、ただ路面を作るだけが
道路じゃないので、道路を作る以上は
一定の道路照明というものが条件とし
てあるはずなのだ。だから今の基準が
どうのこうのといつても、これは単に
家の前を照らす電気だというふうな
考え方はなくて、一定の大きさの道
路には当然一定の照明が必要だ、これ
が公共のあり方だというふうな見地か
ら電気料金の政策をきめるべきじゃな
いか。これは当然考えるべきなのだ
す。もちろんこれは通産省ばかりでは
なくて、建設省あるいは自治庁も怠慢
ですよ。今の街路灯を照つて地元の部
落会、町内会にまかせて、部落会費、
町内会費の半分とか三分の一は電気料
金に使つてゐるのですよ。ほつたらか
してゐる。だからまづ暗なのです。し
かも高層建築物のあるところほどま
暗なのです。銀座とか新宿とかいう盛

り場だけがむちゃくちゃに明るい。こ
れが日本の社会の現状なのです。だか
ら、これは決してむずかしいことでは
ない、電気の量からいつてもそう大し
たことはないのですから、やはり電気
料金の政策をきめる場合には、少くも
公益事業なんですから、そういう公
共性の大きな電気料金については、た
だとは言わなくとも、当然三分の一と
かそういうことに値下げをするといふ
くらいの言明は、通産大臣としてもし
ていいのじゃないか。どうでしょう
か。

○前尾国務大臣 御趣旨はよくわかり
ます。公共性のあるものにつきまして
は極力考へていかなければならぬと
思つております。ただ、ただいま料金
制度調査会の民間の各代表の方に審議
をいただいておりますので、私が先に
そういうことを言うたりなんかしま
すと、これはどうも政府の方として
ちよつと困りますので、その点は御了
承願いたいと思ひます。

○門司委員 時間がございますせんか
ら、あとで大蔵大臣に少し聞くことが
ありますので、通産大臣にはあまり聞
かないことにしておきますが、最後に
一つ聞いておきたいと思ふ問題は、わ
れわれは電気ガス税の改正について、
先ほどから申し上げましたような大
きな産業、それから今日非常に大き
な利潤をあげてゐると思へられるよ
うな産業は、今申し上げましたような基
本料金の中でかなり保護を受けてお
る。従つて、これらの産業から生産さ
れるもののコストの中で何割かを占め
るからということ、さらにこれを非課
税にするということ、これ自体けしか
らぬと思つてゐる。ところが今度の税

法改正ではこの範囲が広がつたとい
うことになつて、われわれの従来の主張
から考へると全然反対の方向に向つて
ゐる。そこで私は率直に大臣にお聞き
しておきたいと思ふのです。これは通
産省の立場から一つお答えを願へば
けつこうだと思ふのだが、税の負担の
均衡を保つことのために、先ほどから
申し上げておりますように、要保護家
庭といふようなところには、もう税金
をかけないといふことは、これは自治
庁でもやればやれると思ふ。またそう
いうことをおっしゃつたわけだ。それ
からもう一つの問題は、負担の不均衡
を是正することのために税率を一応下
げるといふことも考へられる。しかし
これは直ちに地方税に響いて参ります
ので、やはりこれの穴埋めをしないわ
けにいかない。そこで通産大臣に聞
きたいのは、現在、税法の四百八十九
条の一項に書いてあります二十幾つ
かの非課税があります。それにまた今
度やる十ばかりの非課税が加わりま
す。これらの問題についてもやはり税
金を百分の三程度かけても差しつか
えないのじゃないか。そうして一般の税
率を七%まで下げるといふことにす
ると、大体地方財政の上で大した穴もあ
かないし、それから負担の均衡におい
ても、何も多くのものを使つてゐるの
を同じように納めるとまでは言わなく
ても、負担の均衡上から百分の三%く
らいのものはやはり払つてくれてもい
いのじゃないかといふようなことが考
えられるのです。従つて非課税をなく
して、現在非課税となつておるものに
ついては百分の三%くらいの税率をか
けていくといふこと、こういう形に
持つていけば、大体地方財政に大した

穴もあかなければ、負担の均衡の上か
らいっても無理はないといふように考
えられるのでありますが、こういう考
え方ができないかどうか。

○前尾国務大臣 通産省の立場といた
しますと、これは大体輸出産業であ
りまして、そのコストから見ますと、将
来伸びていかなければならぬもので
ありながら、外国との競争にはなかな
かたえがたいといふようなものにつ
いてお願いをしておるのであります。こ
れに課税をされるということ
は、われわれとしては非常に困ら
い立
場にあるわけでありまして、ただいま申
上げました料金制度調査会の半面に
おきまして、また地方税の調査会も設
けられることと思ひますが、その際
いろいろ根本的な問題の討議に移して
いただきたいと思います。われわれ現
状におきましては、何と申しましても
今後の輸出を伸ばしていかなければな
らぬといふ主要命題から考へますと、
これだけはどうしてもお願いしなけれ
ばならぬといふことでもございましたよ
うなものばかりでありますので、その
点は御了承を願ひたいと思ひます。

○門司委員 通産大臣は何か料金の
調査会に全部まかしてしまつて、責任
を負わないような形をとつておられま
すけれども、考え方としてはもう少し
はっきりしていただいたらどうなん
でしょう。われわれも同じように一
○%の税金を納めるとは言わないので
す。保護すべきものはやはり保護すべ
きだとわれわれも思ふ。ただ、さつき
申し上げましたようにこの電気ガス税
というのは従量制をとらないで従価制
をとつてゐる形からくる不均衡とい
うのは、何といつてもおおいがたいの

です。さつき申し上げましたように、
大口需用については五百キロワット以
上はやはり二%ないし三%くらい安
なつてゐる。それから従量制につきま
しても、二十九年の十月の値上げのと
きの条件として、一三〇%の付加率が
やはりかけられております。こういう
ことをざつと考へて参りますと、どう
考へても、この一般需要者が非常に割
高の料金を払つて、さらに高い税金を
払つてゐる。大産業は安い割引され
た電気料金を払つて、しかもその中に
非課税がたぐさんあるということにな
りますと、どう考へても今日の社会で
は、私どもではこれを承認するわけに
はいかない、と同時にまた社会一般の
情勢ももうできるだけ非課税はなくし
てもいい段階だと私は思ふ。われわれ
はこの非課税を全部なくして、そうし
て同じように百分の十を取れといふの
ではありません。これをかりに百分の
二程度をかけるということによつて一
般の需要者の分を、さつきも北山君か
ら申し上げましたように、やはり街路
灯等についてはやめる、あるいは要保
護者等については税金をかけない、そ
ういふものを考へ、さらに一般需要者
との均衡化をするために、われわれは
この電気ガス税を一般に対しては今の
百分の十を百分の七まで下げたいの
である。そうすることによつて、電気
ガス税の均衡がとれていく、こう私は
考へておる。だから、私は率直に一つ
お聞きをするのだが、今の電気ガス税
のかけ方というものが、さつきから申
し上げておられますように、幾つかの恩
恵を受けておる産業と、一般の家庭と
の間に不均衡があるといふようにわれ
われは考へておるからこういうことを

申し上げるのだが、通産大臣は不均衡でないとお考えになっておられるかどうか、その辺の考え方を一つはつきりしておいていただきたいと思う。

○前尾國務大臣 現在の料金制度は非常に複雑怪奇でありまして、私は率直に申し上げまして、これは根本的に改めなきゃいかぬというふうに考えておるわけでありまして。従ってこれはもう根本的に考えるのですから、実は一年の期限で年末に答申してもらいたいと言っておるのでありますが、外国の制度なんかから考えますと、たゞいま申し上げたような点が今までの料金には全然考えられておらぬ。従ってこれは従来の考え方を一擲して、そうして料金制度というもののについても違った角度から考えてもらいたいというので、あの調査会を作りました。御趣旨については私は決してさからうわけでも何でもないのであります。またそれがきまりまして、その上に今度は地方税をどういうふうに取っていくかということも、新たに検討し直さなければならぬ問題だ、こういうふうな考えでおるのであります。一々の点についてどうこうということは申し上げられませんが、私は御趣旨の点なども十分考えて料金制度をきめていかなければならぬ、こういうふうな考えであります。

○門司委員 時間の関係もありまして、そう長くお話し上げるわけにもいかないのでありますが、通産大臣にお願いしておきますことは、実際の電気料金はわからぬのであります。今私の手元に東電の電気料金の表がありますが、これは見たってわからぬのです。どれとどれを比較していいのか、ちつともわからぬ。会社の人に聞いて

みても、一向わからぬ、こう言うのです。これはこしらえた人に聞かないと一向わからぬ、こう言うのです。こういうわからぬものが基礎になって、そうして税金だけはわかりすぎるほどおかしなことになっているのです。ここに私は問題があると思うので、ぜひ一向つこれはごく近いうちに是正の方向に向つてもらいたいと思う。これは自治庁としても通産大臣は今のような御答弁ですが、どういう状態になつておるかわけがわからぬのだが、たゞいろいろの申請が出てくるから、これはみな非課税にするのだということになる。これはどうにもならなくなつてくる。そうしてさつきから申し上げておりますように、産業別に料金が保護されて、その上に製品別に非課税の対象にしてくれということになると、これは二重にも三重にも大産業だけが保護されるという形が出てくるのであります。この点については一つ特に御注意願いたいと思つております。

○一萬田國務大臣 消防施設をなすべく完備充実をしたいという点、これは異論がございせん。ただどういう方法によつてこれをやるかというので、ただいまの御意見では特別に消防施設税でも創設してはどうかということであつたようでありまして、これにつきましては特に自治庁あたりとも相談をいたしたこともありますが、自治庁の方もなかなか賛成がないようであります。(反対だよ)と呼ぶ者あり)ただいまのところは保険会社等から相当な寄付もありまして、消防の充実をは

かつておられますが、こういうこともある意味においてはそこくもれさせません。まあ私としては消防の充実には異論がないのでありますから、どういふふうにするか、もう少しこれはほかの関係とも、また関係省とも一つ相談をしてみたい、かように考えておる次第であります。

○門司委員 どうも自治庁が反対してゐるということになると、また郡さんに来てもらつて話をしなければならぬが、これは大臣も御承知のように、今日の損害保険というのは、戦争の直後は、これは大臣の方が私よりよく御存じだと思ひますが、運営が非常に困難で、政府資金を借りて何とか支払いを円滑にすることに努力しておつたことは、私は大臣の方がよく御存じだと思ひます。ところが最近の損保業界の資金を見ますと数百億です。六百億といわれておるのですが、そういたしますとこの金は、どう考えても生命保険と違ひまして、毎年々々かけてかけ捨てになつていくんですね。多数の不特定の人が余した金が、保険会社の利潤になつていくんですね。厳密に言えばこれは割り戻すべき性質があると思ひます。この金を保険会社が、これは自分の金だとして取るということは、損害保険の建前からいふと少しおかしいと思ひます。時間があれば大臣と少しこの議論をした方がいいのですが、きょうはこの議論をする時間がないと思ひますが、そういうことで今日の保険会社はそういう非常にたくさん利潤を上げておられます。この利潤を上げておられる消防施設の充実あるいは水道その他の施設の充実等が、かなり私は大きな役割を演じておると思うのです。そういたしますと、地方自治体が住民から取り上げたごくわずかな財政の中から捻出した金によつて、消防施設の充実をはかつていく、そのことによつてさつき申し上げましたような保険会社だけは大きくなつていくということになりますと、今大臣は多少寄付をしておるようだとお話ししてありますが、これはなるほど寄付はいたしておられます、東京都にポンプ一台か二台かやつて、函館の大火事のときに少し出したということは聞いております。しかしこれは何億という金になる心配もありませんし、日本全体を潤すものではないといひません。そこで問題になりますのは、やはり公益性を持ち保険会社として存在しておる以上は、さつき申し上げました利潤というものが、必ずしも保険会社の独占でいいか悪いという議論は一応抜きにいたしまして、当然の措置として、目的税として何がしかの税金を納めてもらうということは、これは保険会社のためにも私はよろしいと思ひます。その保険会社にいたしまして、消防の施設を充実して、そして、そうして火災が少くなり、あるいは類焼、延焼等が防止されるということになりまして、これはやはりそれだけ保険会社の利潤も上つてくるのでありますから、保険会社は私は決して損をしないと思ひます。だからこれについては、大蔵省が率先してそういうことをやれと言われると思うのですがどうですか。保険会社のためにも私はこういうものがあつた方が実際はよろしいんだというふうに考えるのですが、大蔵省の意見を一つこの際もう一度聞かしておいていただきたい。

○一萬田國務大臣 仰せのように、損害保険、ことに火災保険と消防の関係ですが、これは火災が少くなれば少くなるほど保険会社はいいわけですから、そういうような関連において、御意見も私は一面ごもっともと思うのです。しかるがゆえに、今日保険会社もそういう点を見て、相当な寄付金をいだしまして、消防施設の充実に尽しておると思います。これを目的税として税にまで踏み切るかどうか、この点については、なお私は公平の問題等いろいろありますので検討を加える必要がある、かように考えております。

○中井委員 まだ大蔵大臣の質問も残っておりますし、今の御答弁でございますと、必ずしも的を得た御答弁ではなさそうです。少し御研究を願つて、これは日をあらためて一つ質問を展開していきたい、かように思います。社会党の方も、きょうは党葬がございまして、一時からそこに行かなければなりませんので、きょうはこの程度にして、大蔵大臣にあしたでもあさつても出てきてもらつて、質疑を続行したい、かように思います。一つお取り計らいをお願いします。

○矢尾委員長 了承いたしました。こまかい点については、理事会にお諮りいたしますことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時五十六分散会